

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社に雇用され、セメント製造作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、業務中熱湯を浴び、胸部等に火傷を負った。その後、請求人によれば、平成○年○月頃、受傷部位から膿が出るようになり、同月○日、C病院に受診し、「胸部ケロイド、アレルギー性皮膚炎」と診断され、同年○月○日にD病院に受診し、「前胸部表皮のう腫」と診断され、さらに、平成○年○月○日、E病院に受診し、「胸部ケロイド」と診断され、療養を継続した結果、平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）となった。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして、障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、胸部に膿、痒み、痛みがあり、神経系統が痒くなることを訴え、障害等級に該当しないとした本件処分は誤りである旨主張するが、治癒後に請求人の残存障害として検討すべきものは、決定書理由に説示するとおり、胸部ケロイドによる醜状障害及び疼痛等感覚障害であると認められる。

(2) 醜状障害について、F医師は、平成○年○月○日付け診断書において、「胸部に数か所ケロイド」と所見し、ケロイドを認め、G医師は、平成○年○月○日付け残存障害に関する意見書において、「胸部ケロイド半分（1／2）以下」、障害等級の意見として「非該当」と所見している。

(3) 疼痛等感覚障害について、請求人は、平成○年○月○日に行われた労働基準監督署職員との面談において、「かゆみや痛みもいつも感じるわけではありません。やはり冬にかゆみが出やすいです。かゆくなると、そのうち、ひりひりとした痛みを感じますが、いつも痛いわけではありません。一度かゆくなると同じ場所に痛みが出て、痛みが胸全体に広がり、背中まで痛くなります。」と述べ、常に疼痛等があるとは認めていない。

(4) 当審査会としても、一件記録を精査したが、決定書別紙の障害等級認定基準に照らし、醜状障害は胸部の2分の1程度を超えるものではなく、また、疼痛等感覚障害は受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものではないことから、請求人に残存する障害は、障害等級に該当する障害とは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。